

1月～3月は「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間です

若者の悪質商法被害の未然防止・早期発見を図るため、関東甲信越ブロック（1都9県6政令指定都市及び（独）国民生活センター）が合同で「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」を令和5年1月から3月まで行います。

本市における令和4年度実施予定の取組は、次の通りです。



R4 共同キャンペーンポスター

◆キャンペーン期間における本市の取組

- はたちのつどい（成人式）においてキャンペーンポスター、リーフレット（契約のきりふだ）及び啓発グッズ等を配架（数量に限りあり）
日程：1月9日
- 消費者トラブル未然防止の啓発動画の放送（本庁舎、緑区・南区合同庁舎）
期間：1/4～1/27
- 市内の大学等と連携した学生向け注意喚起メール等の発信
期間：2月～3月
- シティ・プラザはしもと6階多目的スペース悪質商法被害防止に関するパネル展示
期間：3/14～3/31
- メール及びLINE マガジンによる注意喚起
（各月第2金曜日正午に【若者向け特集号】を配信）
- 広報さがみはら（1/1号）キャンペーンの周知記事の掲載

◆こんなトラブルにご注意！

- 「初回〇〇円」「お試し」…インターネット通販での定期購入トラブル
- 「必ずもうかる」「人を紹介すれば収入が得られる」…マルチ商法、情報商材
- 「支払わないと法的手続に入ります」…架空請求、ワンクリック詐欺 など

<困ったらすぐ相談！>

電話 188（消費者ホットライン）又は、042-775-1770（消費生活総合センター）

平日 9：00～16：00（第2・4金曜日は18：00まで延長）

土日祝 9：00～12：00、13：00～16：00 ※年末年始を除く



イラスト：© KANAGAWA2013

お問合せ先
消費生活総合センター
直通電話：042-775-1779
担当：田中・篠田